

はじめに

平成 19 年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され(平成 20 年4月 1 日施行)、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。この法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため「平成 28 年度多治見市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し報告します。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

*多治見市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条により、同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の適用を受けています。

<点検及び評価の方法> ～多治見市教育行政評価委員会設置要綱～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するため、多治見市教育行政評価委員会を置いています。教育について優れた見識を有する方に委員の委嘱をし、次に掲げる事項について、所掌いただいています。

- (1) 点検及び評価の実施に関すること。
- (2) その他点検及び評価を実施するために必要な事項に関すること。

<教育行政評価委員会委員(敬称略)>

(平成 28 年4月～平成 30 年3月)

氏 名	職 業	備考
南部 初世	大学教授	委員長
前田 稔子	元社会福祉協議会理事	
松原 信継	大学教授	
武笠 正治	北栄小学校コミュニティスクール 会長	副委員長
矢沢 義幸	会社役員 市PTA連合会顧問	